

平成18年第4回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成18年9月15日(金曜日)

議事日程 第3号

平成18年9月15日(金曜日) 午前9時開議

- | | | |
|--------|----------------------|---|
| 日程第 1 | 陳情第7号 | 上越新幹線横坑閉鎖についての陳情の変更申し出について |
| 日程第 2 | 請願第3号 | 町営猿ヶ京簡易水道拡張に関する請願について |
| 日程第 3 | 陳情第9号 | 手話通訳関連事業についての陳情について |
| 日程第 4 | 請願第4号 | 町道真沢線拡幅工事に関する請願について |
| 日程第 5 | 陳情第6号 | 一級河川赤谷川の河川整備に関する陳情について |
| | 陳情第7号 | 上越新幹線横坑騒音対策についての陳情について |
| | 陳情第8号 | 国有林内崩落対策についての陳情について |
| | 陳情第10号 | 野生猿駆除のお願いについて |
| 日程第 6 | 認定第25号 | 平成17年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第169号 | 一般会計財政調整基金の積立について |
| | 認定第33号 | 平成17年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第26号 | 平成17年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第27号 | 平成17年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第28号 | 平成17年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第29号 | 平成17年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第30号 | 平成17年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第31号 | 平成17年度みなかみ町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第32号 | 平成17年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第34号 | 平成17年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第170号 | スキー場事業特別会計スキー場事業基金の積立について |
| | 認定第35号 | 平成17年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第171号 | 温泉事業特別会計温泉事業基金の積立について |
| 日程第 9 | 疑惑解明調査特別委員会委員長報告について | |
| 日程第 10 | 閉会中の継続審査・調査申出について | |
| 日程第 11 | 字句等の整理委任について | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長補佐	青柳健市君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 議

午前9時開会

議 長（傳田創司君） おはようございます。

本日は、定刻までにご参集いただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は22名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

先程、事務局長よりお話しがありましたが、15番河合幸雄君につきましては、本日、藤原小・中学校、保育園合同秋季大運動会並びに幸知小学校・水上第2保育園合同大運動会へ議会を代表して開会式に出席していただいている関係から、欠席となっておりますが間もなく議場に戻りますのでご了解をお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第3号のとおりであります。

日程第3号のとおり議事を進めます。

日程第1 陳情第7号 上越新幹線横坑の閉鎖についての陳情内容変更について

議 長（傳田創司君） 日程第1、陳情第7号、上越新幹線横坑の閉鎖についての陳情内容変更についてを議題といたします。

陳情人、小川区長鈴木隆夫君から、陳情第7号について、「閉鎖」の文字を「騒音対策」に変更していただきたいとの申し出がありましたのでお諮りいたします。

本案は、申し出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号に対する内容変更については許可することに決定いたしました。

日程第2 請願第3号 町営猿ヶ京簡易水道拡張に関する請願について**日程第3 陳情第9号 手話通訳関連事業の陳情について**

議 長（傳田創司君） 日程第2、請願第3号、町営猿ヶ京簡易水道拡張に関する請願について、日程第3、陳情第9号、手話通訳関連事業についての陳情について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） 本委員会に付託されました請願第3号、町営猿ヶ京簡易水道拡張に関する請願について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本請願は、新治地区池ノ原水道組合からのもので、昭和56年設立以来、運営してきたものですが、近年の生活様式の近代化などにより、給水需要の増大と水需要の変動も大きく、正常な給水管理が難しくなるとともに、給水本管の破裂や老朽化等が進む中、猿ヶ京簡易水道にしていきたい旨の請願であります。

担当課より、現況説明の後、委員からは猿ヶ京簡易水道の水量の確認や既施設の水源

は利用できないかなどの意見の後、採決の結果、本請願は全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました、陳情第9号、手話通訳関連事業についての陳情であります。

本陳情は、利根沼田聴覚障害者協会からのもので、昨年10月に障害者自立支援法が国会で可決成立し、本年4月より医療費の見直し等、段階的に実施されてきている中、10月より実施されます地域支援事業に含まれる手話通訳等は、市町村の基本事業として位置づけられております。

今後、聴覚障害者の皆さんが、社会参加する上で、サービスがより利用しやすいものになるよう陳情するものであります。

委員から、利根沼田地域における地域生活支援事業の実施方法等について、意見が出る中、担当課長より本町の障害程度区分を判定するための認定調査の状況や利根沼田圏域での審査会による障害程度区分の認定方法の取り組みについての説明と、手話通訳等を含めたコミュニケーション支援や相談支援事業・日常生活用具の給付など、聴覚障害者の皆さんを含め、身体・知的・精神等、どの障害の人も共通の福祉サービスが地域において受けられるように支援をしていきたいとの説明の後、採決の結果、本陳情は全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上2件一括して申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて請願第3号の質疑を終結いたします。

次に、陳情第9号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて陳情第9号の質疑を終結いたします。

これより請願第3号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて請願第3号の討論を終結いたします。

請願第3号、町営猿ヶ京簡易水道拡張に関する請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号、町営猿ヶ京簡易水道拡張に関する請願については、採択とすることに決定いたしました。

これより陳情第9号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ないようですので、これにて陳情第9号の討論を終結いたします。

陳情第9号、手話通訳関連事業についての陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第9号、手話通訳関連事業についての陳情については、採択とすることに決定いたしました。

議長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 請願第4号 町道真沢線拡幅工事に関する請願について

日程第5 陳情第6号 一級河川赤谷川の河川整備に関する陳情について

陳情第7号 上越新幹線横坑騒音対策の陳情について

陳情第8号 国有林内崩落対策の陳情について

陳情第10号 野生猿駆除のお願いについて

議長(傳田創司君) 日程第4、請願第4号、町道真沢線拡幅工事に関する請願について、日程第5、陳情第6号、一級河川赤谷川の河川整備に関する陳情について、陳情第7号、上越新幹線横坑騒音対策の陳情について、陳情第8号、国有林内崩落対策についての陳情について、陳情第10号、野生猿駆除のお願いについて、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました請願第4号、町道真沢線拡幅工事に関する請願について、陳情第6号、一級河川赤谷川の河川整備に関する陳情について、陳情第7号、上越新幹線横坑騒音対策の陳情について、陳情第8号、国有林内崩落対策についての陳情について、陳情第10号、野生猿駆除のお願いについて、以上5件の審査の経過と結果について一括してご報告いたします。

まず、最初に請願第4号、町道真沢線拡幅工事に関する請願についてであります。

本請願は、上組区長をはじめ地元関係者により、町道真沢線は道路が狭隘なため、加えて真沢の森温泉センターが出来たことにより、交通量も増大し、大事故の発生する危険性が高く、道路拡幅の早期着工を要望するものであり、月夜野町平成14年12月定例議会において提出をされ、採択をされております。

この間、3ヶ町村の合併がありました。法定協の中で3ヶ町村の諸事業については新町に引き継ぐとなっております。平成14年当時は建設課での扱いでありましたが、補助事業の対象にならない、町の負担の軽減を図るとの視点から農政の総合整備事業の一環として、

現在調査費を付け、農政事業として進めている現状があります。

以上のような経緯から、本請願については全会一致をもって趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました陳情第6号、一級河川赤谷川の河川整備に関する陳情について委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情は、赤谷川（希望橋より土井用水頭首工までの間）の整備を要望するものであります。左岸については近年護岸が整備されましたが、右岸側については空石積であり、施工年度が古く、老朽化が進んでおり、高さも低いことから、大雨やダムの放流が重なった増水時には近隣の民家、農地等が大変危険な状態にあるとのことであります。

当局より、土木事務所に働きかけをし、放流については、災害が起きないように監視をしながら放流をしている、鮎の時期が終わったら対処したいとの報告を受け、以上で質疑、討論を終え、採決の結果、本陳情は全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。以上を申し上げ委員長報告といたします。

次に、本委員会に付託されました陳情第7号、上越新幹線横坑騒音対策について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

上越新幹線が開通して早や24年が経過します。上越新幹線の開通により首都圏との距離が大幅に短縮されました。しかし、高速交通網の整備とは裏腹に、沿線では幾つかの問題も発生しています。

わが町には上毛高原駅があり、停車する列車、通過する列車があります。上毛高原駅北に横坑があり、近隣の住民が騒音に悩んでいるとのことであります。

JRは定期的に騒音測定をしているが現地はしていない等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました陳情第8号、国有林内崩落対策について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情は、水上地区大穴、幸知の境界にあたる利根川対岸の国有林が絶えず崩落しており、利根沼田森林管理所でも荒廃地区として指定はしておりますが、何ら対策がなされていないのが現状であり、早急の対策を要望するものであります。

災害を未然に防止する対策を講ずることは重要であり、利根沼田森林管理所をはじめ、関係機関へ働きかけをすべき等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に本委員会に付託されました陳情第10号、野生猿駆除のお願いについて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情は、近年農作物等を中心に野生の猿による被害が拡大をしている現状があり、駆除を中心とした対策を要望するものであります。

電気柵・発信機を付けての群れがどこにいるかの把握、また、猟友会に委託しての対策等、実行していますが際立った成果が上がっていないなど意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

なお、請願第5号、公衆トイレ設置を求める請願については、委員会において継続審査と決定しました。

以上を申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて請願第4号の質疑を終結いたします。
次に陳情第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて陳情第6号の質疑を終結いたします。
次に陳情第7号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて陳情第7号の質疑を終結いたします。
次に陳情第8号について質疑に入ります。質疑はありませんか。
8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8 番(穂苅清一君) 陳情第8号については、異論はありません。

一つお聞きしたいのは、ここは先程出ましたけれども、湯桧曾川と利根川の合流地点であり、左岸に当たる山、管理は国有地と共有地がある場所であって、かねてから、数年前から、地元からもいろいろな要望等も個人的には私も頂いておりました。

正規には議会の方には出されたことはなく、今回が初めてだと思いますけれども、私もこの5月以降それぞれ県とそれから、県と言いますのは森林管理署になりますけれども、それと同時に国ですね、両方に、間違えました、森林管理署は国ですけども、それと同時に県民局の治山、それから河川の方にも、それぞれ再三足を運んで要望等もお伝えは個人的にはしております。

したがって、管轄が町ではない関係もありまして、非常に今まで取り上げにくい問題ではあったかと思えます。県民局の方の治山、それから河川、それと森林管理署、と同時に町の合わさった形の中で今後の対策等については協議をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

森林管理署からの口頭での、私に対する要望に対しては回答を頂いておりますけれども、それだけでは不十分かと思えますし、その内容というのは、ただ単にまだ当分の間、非常に難しい場所でもあるんで、監視をするのに対して調査も進めていきたいという答弁ではありますけれども、一層そこら辺は万一何かあってからでは非常に大変なことになる恐れのある、危険な場所でございます。現地行ってみれば分けると思えます。

そういう点でぜひ町としても、行政機関等とも連携を取りながら進めていただければというふうにも思いますし、その点がちょっと委員長報告の中で欠けていたかなというふうに思いましたんで、合わせてその辺はどんな検討がされたのかどうか一つお聞きしたいと思えます。以上です。

議 長(傳田創司君) 産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 今、穂苅議員から現地は国有地、民地、混在していると指摘を頂きました。委員会の中ではすべて国有地という報告をされて、そういう認識の上に議論をしてきております。先程申し上げましたように、町の管轄ではありませんので、町としても努力をいたしますが、森林局をはじめ、県そういった関係箇所に要望していくという、こういう形で委員会の中では整理をされております。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて陳情第8号の質疑を終結いたします。
次に陳情第10号について質疑に入ります。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて陳情第10号の質疑を終結いたします。
これより請願第4号について討論に入ります。
本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて請願第4号の討論を終結いたします。
請願第4号、町道真沢線拡幅工事に関する請願についてを採決いたします。
本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、請願第4号、町道真沢線拡幅工事に関する請願については、趣旨採択とすることに決定いたしました。
これより陳情第6号について討論に入ります。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて請願第6号の討論を終結いたします。
陳情第6号、一級河川赤谷川の河川整備に関する陳情についてを採決いたします。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、陳情第6号、一級河川赤谷川の河川整備に関する陳情については、採択とすることに決定いたしました。
これより陳情第7号について討論に入ります。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて陳情第7号の討論を終結いたします。
陳情第7号、上越新幹線横坑騒音対策の陳情についてを採決いたします。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、陳情第7号、上越新幹線横坑騒音対策の陳情については、採択とすることに決定いたしました。

これより陳情第8号について討論に入ります。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて陳情第8号の討論を終結いたします。

陳情第8号、国有林内崩落対策についての陳情を採決いたします。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号、国有林内崩落対策についての陳情は、採択とすることに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) これより陳情第10号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて陳情第10号の討論を終結いたします。

陳情第10号、野生猿駆除のお願いについてを採決いたします。
本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第10号、野生猿駆除のお願いについての陳情については、採択することに決定いたしました。

日程第6 認定第25号 平成17年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第169号 一般会計財政調整基金の積立てについて
認定第33号 平成17年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長(傳田創司君) 日程第6、認定第25号、平成17年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第169号、一般会計財政調整基金の積立てについて、認定第33号、平成17年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定については、関連する議題でありますので、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました認定第25号、同33号、また、議案第169号について、決算書に基づき、委員会における審査の結果について、一括してご報告いたします。

平成17年度の歳入総額は76億3,588万742円であり、歳出では総額71億805万6,070円で、歳入歳出の差引額は5億2,782万4,672円となりました。

今回、この5億数千万の財源を生み出したことは、大きな意味があります。

旧3自治体の事業を継続の中、当然合併をした一時期は水膨れになる予算を必要最小限に捉え、合併特別交付金3億4千万円の存在が大きいたとしても、歳入確定は年度末であり、歳入予測の段階で厳しくその実態を掌握し、決して過度の見込みを立てなかった基本的原則を遵守したことが、まず、入りを図る方々の熟慮が感じられました。

次に歳出であります。限られた縮小予算の中、年々高まる住民サービスに対応しなければならぬ、そのキャップをうめるには知恵と連携が非常に重要であると職員意識が高まり、今までは、予算を立てれば「しっかり使え」から、「全部使うなよ」という今までなかった感情が生まれ、節約・削減の心が芽生え、価値観、尺度が大きく変わったことが総体的な削減に結びついたのではないかと分析にも説得力が感じられました。

また、審議全般の中では、かなり詳細な質疑になりましたので、疑問点については、報告後承りますが、総括的な意見の一つとして、今後は体育館使用料等、一例に様々な分野において、適正な受益者負担が公正であろうという前進的な意見が多く、今回の決算でもその方向にあることは感じられました。

合併してすぐ調整が出来るものと時間が必要とするものと課題は、まだまだ多いとしても、当局は、それら諸問題について、認識をしておき、特にこれからシーズンを迎える除雪対策にも万全を尽くすべき課題を調整しているとのことでありました。

今回は、歴史的合併という特殊事情を抱えた中での決算であり、十分あるいは不十分という予算執行を感じるかもしれませんが、合併による削減効果や予算執行に対しての行政効果は、決して数値によって現せるものではありません。

しかし、ここから始めようという意味から、清掃・草刈り等、業者委託を見直し、職員でできることは職員で賄おうという精神は、大いに評価されるべきところであり、自立に向け小さな一歩ですが、今後及べば大きな一歩になると確信しております。

以上により、平成17年度一般会計歳入歳出決算は、順当な執行であったと認められるとの意見が多くを占め、採決の結果、認定第25号は賛成数もちまして、認定すべきものと決しました。

つづいて、議案第169号、一般会計財政調整基金の積立について、審議の結果をご報告いたします。

地方財政法第7条の規定により、決算上、余剰金が生じた場合には、2分の1以上を財政調整基金に積み立てることと規定されております。

17年度決算において、歳計剰余金が5億2,782万4,672円生じ、翌年度に繰り越す財源、2,956万9千円を差引いた5億725万5,672円の2分の1以上の額として、今回3億円を積み立てるものであります。

採決の結果、本議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第33号、平成17年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計についてですが、歳入総額は405万1,105円で、内使用料及び手数料は282万7円です。

歳出総額は284万4,420円で主なものは、運転業務委託料132万円ほか、燃料費、修繕費合わせ116万5,464円で、差引総額は120万6,685円となりました。質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもって認定すべきものと決しました。以上申し上げ、一括しての委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより認定第25号、議案第169号、認定第33号まで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて認定第25号、議案第169号、認定第33号の質疑を終結いたします。

これより、認定第25号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8番（穂苺清一君） みなかみ町の一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

合併後、6ヶ月間の収支ですが、反対の主な理由を述べます。

小泉内閣による構造改革と銘打った悪い政治が国民のあらゆる部門で進行しております。地方自治体への影響も計り知れないものがあります。国庫支出金や地方交付税の削減は、その最たるもので、その結果は町民への生活に直接響いてきております。

したがって、町政の舵取りも大切で、その結果が決算となって現れていると思います。

それは、合併以前の住民の要望や願いを無視して行財政を進めてきたツケが、合併後に引き継がれていることであります。

その一つが、事故つづきのアメニティパークへの過大な維持管理費です。また、先日倒産したノルン水上スキー場を経営する第3セクターなどへの町の関わりと、その責任も指摘しておかなければならないと思います。

一般会計の決算資料によれば、町の保有する株券や出資金は32の事業体へ約7億1,500万円も支出されており、財政運営上からも、今後、全面的な見直しが必要になってきております。今年度はまだその見直しはされておられません。

第3セクターなどにおいても、財政状況を議会や町民に明らかにしておくべきであります。実質公債費比率が黄信号は、赤信号への注意マークで赤になってからでは、遅いのではないのでしょうか。

また、旧村の時から住民の声を無視して、小学校の統廃合計画を進めてきましたが、今回の決算認定でも、3,660万円もの設計委託料が計上されております。

したがって、これらの理由から、本件、決算認定には私は同意できません。

以上議員の皆さんにも、公正な立場でご理解とこの判断をお願いいたしまして、反対の討論にさせていただきます。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

4 番 (山田庄一君) 認定第25号、平成17年度みなかみ町一般会計決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成17年度決算については、合併前の旧町村の事業を引き継いできたものであり、新町となつての半年の決算で、新規事業と呼べるものは、ほとんどありません。

したがって、旧町村の当初予算審議の中で、十分に審議され、決定された事務事業の執行結果でありますので、尊重しなければならないものと考えます。

また、監査意見に触れられているとおり、経常経費の圧縮を図るためにも、類似施設の統廃合を急ぐなど、財政再建に真摯に取り組む必要性を認識することを要望しますが、5億円余りの歳計剰余金を生じさせるなど、健全財政に向けた第一歩が示されたことを評価するとともに、行財政改革調査会が設置されるなど、今後の健全財政に期待が持てますので、本案件は認定すべきものとして賛成討論といたします。

議長 (傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ないようですので、これにて認定第25号の討論を終結いたします。

認定第25号、平成17年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第25号、平成17年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

これより議案第169号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ないようですので、これにて議案第169号の討論を終結いたします。

議案第169号、一般会計財政調整基金の積立てについてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第169号、一般会計財政調整基金の積立てについては原案のとおり可決されました。

これより認定第33号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ないようですので、これにて認定第33号の討論を終結いたします。

認定第33号、平成17年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定

についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第33号、平成17年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第7 認定第26号 平成17年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第26号 平成17年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第27号 平成17年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第28号 平成17年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第29号 平成17年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第30号 平成17年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第31号 平成17年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長(傳田創司君) 日程第7、認定第26号、平成17年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定31号、平成17年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまでは関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 本委員会に付託されました認定第26号から、認定第31号までの6件について、委員会における審査の経過と結果について一括して委員長報告を申し上げます。

認定第26号、平成17年度みなかみ町国民健康保険特別会計決算認定についてであります。担当課より細部説明の後、質疑に入り、委員から、現在の国民健康保険基金の積立額は妥当な額なのかとの質問に対し、担当課長より、基金は過去3年間の保険給付費と老人保健拠出金の合計平均額5%以上保有に努めることとされているが、合併前を考慮しないで、合併後の新町ベースで考えた場合、妥当な積立額であり、今後も国保事業の安定運営可能な基金の保有に努めたいとの説明を受けた後、質疑を終結し、討論、採決の結果、本案は全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

つづきまして、認定第27号、平成17年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

担当課より、細部説明の後、質疑に入り、委員より、一般会計繰り出し金の内容について、質疑があり、担当課長より、一般会計繰り出し金は、平成16年度決算の結果、超過

繰り入れとなった超過額を一般会計に戻すものであるとの説明の後、質疑を終結し、討論採決の結果、本案は全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

つづきまして、認定第28号、平成17年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

担当課より、細部説明の後、質疑、討論、採決の結果、本案は全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

つづきまして、認定第29号、平成17年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

担当課より、細部説明の後、質疑、討論、採決の結果、本案は全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

つづきまして、認定第30号、平成17年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

担当課より、細部説明の後、質疑に入り、委員より、滞納整理室ができてからの収納状況について質疑があり、6月から8月までの3ヶ月間で、上水・簡水・下水の収納額が、253万7千円になった旨の説明の後、これを終結し、討論、採決の結果、本案は全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

つづきまして、認定第31号、平成17年度みなかみ町水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

担当課より、説明の後、質疑に入り、委員より、料金未納の件数の確認、水道料金について地区により差額があるので統一を求める質疑の中、水道料金審議会では一時借入金の返済、施設更新の計画で料金の統一に向けての検討中である旨の説明の後、質疑、討論を終結し、採決の結果、本案は賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上認定第26号から認定第31号まで一括して申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより認定第26号から認定第31号まで一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて認定26号から認定31号までの質疑を終結いたします。

これより認定第26号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） 認定第26号、平成17年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

現在、国民健康保険は、町の世帯約7割、人口で半分の人達が加入しています。

国民健康保険制度は、国民皆保険を目的にしてつくられており、保険証1枚で、全国どこでも診察ができる、そういう制度です。町民の生活を守り、町民の健康で文化的な生活を営む上では、非常に欠かせない大事な制度であると思います。

ところが、現在、保険料も高く、支払いもできないという家庭が増えております。

それは歳入歳出の中でも明らかにされてきていると思います。

合併後、資格証明書や短期保険証、つまり正規の保険証を交付されない世帯が増加しております。現在、町では凡そ300世帯があろうかと思っております。

病気になっても、診療を受けられるそういうことが正常であるわけですが、それができにくい、そういう状態になっております。受診しやすい制度にして、重病になってからかかるということではなくて、早期治療、早期発見、そして病気予防に積極的に取り組み、町民の健康を守ることが町の役目であろうかと思います。

数年来、削減されてきている国庫支出金を回復させるように、国に対して働きかけることが大切だろうと思いますし、そい点も要望いたしまして反対討論といたします。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4 番(山田庄一君) 認定第26号、平成17年度みなかみ町国民健康保険特別会計決算認定について、賛成討論を行います。

国民健康保険は、病気やケガをしたときに、国・地方自治体及び個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく、医療機関を利用できることを目的とした医療保険制度の一つです。

国や私たちの住むみなかみ町の財政難は国保の運営にも大きな影響を及ぼしています。高度先端医療技術による延命治療に伴う医療費の増加や上向いてきたと言われる景気を感じられない低所得者の増加、保険料の未収等、国保を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあります。

国の医療制度改革大綱や自治体によるレセプト点検などによって、医療費の適正化を図りながらも、最も大切なことは、被保険者である私たち一人ひとりが、健康で医者にお世話にならない努力をすることではないでしょうか。

本当に必要なときに、安心してかかることができる制度運営のために、これからも一層の努力をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて認定第26号の討論を終結いたします。

認定第26号、平成17年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第26号、平成17年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

これより、認定第27号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて認定第27号の討論を終結いたします。

認定第27号、平成17年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを

採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第 27 号、平成 17 年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

これより、認定第 28 号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて認定第 28 号の討論を終結いたします。

認定第 28 号、平成 17 年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第 28 号、平成 17 年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

これより、認定第 29 号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて認定第 29 号の討論を終結いたします。

認定第 29 号、平成 17 年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第 29 号、平成 17 年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

これより、認定第 30 号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて認定第 30 号の討論を終結いたします。

認定第 30 号、平成 17 年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第30号、平成17年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

これより、認定第31号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 認定31号、平成17年度みなかみ町水道事業会計決算認定について、反対討論を行います。

本水道事業は月夜野地区と水上地区を統合し、給水戸数5368戸、給水人口14551人の企業会計「みなかみ町水道事業」として、昨年10月より運営されているものですが、合併後半年の決算ですが、水道事業の根幹である安定的に良質な水を供給するためには決算も健全にする必要があります。

決算審査意見書でも指摘されているように、年度末に一時借用し、すぐ未払金に振替えて、その返済のために借換を繰り返しております。

公営企業法からも問題があり、一般会計から繰入等の方法を含めて、決算方法を改善するよう要求して、反対討論とします。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

5番河合生博君。

(5番 河合生博君登壇)

5 番(河合生博君) 認定31号、平成17年度みなかみ町水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、日常生活には、欠くことのできない飲料水の供給事業であります。

水質の悪化、設備の老朽化等により、配水施設や配水管の整備、浄水場施設機能の維持向上のための整備、石綿管の布設替え、水源の確保等、さらなるライフラインの確保と充実を図り、安全な水が安定供給されることを要望し賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて認定第31号の討論を終結いたします。

認定第31号、平成17年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第31号、平成17年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については、認定されました。

- 日程第8 認定第32号 平成17年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について**
認定第34号 平成17年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第170号 スキー場事業特別会計スキー場事業基金の積立について
認定第35号 平成17年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第171号 温泉事業特別会計温泉事業基金の積立について

議長（傳田創司君） 日程第8、認定第32号、平成17年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案171号、温泉事業特別会計温泉事業基金の積立についてまでは関連する議題でありますので、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました認定第32号、平成17年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第171号、温泉事業特別会計温泉事業基金の積立についてまで、以上5件を一括して、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

最初に、認定第32号、平成17年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額8,595,943円、歳出総額4,293,680円、歳入歳出差引残額は4,302,263円であります。歳入は1款使用料及び手数料1,257,000円、3款補助金2,000,000円、4款財産収入582,673円、7款諸収入4,756,270円であります。

7款諸収入が大きな額であります。電気維持管理費等1,500,741円、合併前町村歳計剰余金3,255,362円などあります。

歳出は、1款維持管理費4,293,680円あります。主なものは、需要費、光熱水費2,378,041円、修繕費287,087円、委託料、空調機保守点検147,000円、夜間警備323,400円、施設管理948,150円などあります。

建設以降、24年が経過し、空調が2台のうち、1台が壊れている、アスベスト対策等については、広域圏で協議をする、今後の運営の方法については、検討が必要では等の意見があり、以上で質疑、討論を終結し、採決の結果、本案は全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第34号、平成17年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

歳入総額21,247,005円、歳出総額19,034,138円、歳入歳出差引残額2,212,867円あります。

歳入の主なものは、1款事業収入15,470,710円、2款諸収入3,275,463円、5款基金繰入金2,500,000円あります。

歳出の主なものは、1款事業費賃金7,683,097円、燃料費1,194,988円、光熱水費1,242,914円、修繕費2,173,561円、国有林借上料1,170,960円などです。

2,500,000円の基金の繰り入れをして、運営をしているが、基金残高が減少傾向にある、今後の運営を危惧する意見等があり、以上質疑、討論を終結し、採決の結果、認定第34号、平成17年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定については全会をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案170号、スキー場事業特別会計スキー場事業基金の積立について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、平成17年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定において、剰余金が生じたので、安定したスキー場運営を図るため、地方自治法第233条の2の規定により、1,200,000円をスキー場事業基金に積立てようとするものであります。

各委員より、何ら意見なく、採決の結果、議案170号、スキー場事業特別会計スキー場事業基金の積立については全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第35号、平成17年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

歳入総額26,242,432円、歳出総額19,730,020円、歳入歳出差引残額6,512,412円です。

歳入の主なものは、1款事業収入16,489,935円、5款諸収入雑入9,743,226円です。

歳出の主なものは、1款温泉総務費4,055,276円、温泉管理費15,665,473円です。

歳入の中で、事業収入で18件程度、11,134,390円の滞納があります。

滞納分については、滞納整理室で整理に努力しているとの報告を受け、以上で質疑、討論を終結し、採決の結果、認定第35号、平成17年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第171号、温泉事業特別会計温泉事業基金の積立について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成17年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算において剰余金が生じたので、安定した温泉事業の継続を図るため、地方自治法第233条の2の規定により、4,000,000円を温泉事業特別会計温泉事業基金に積み立てようとするものであります。

各委員より何ら意見なく、採決の結果、議案第171号、温泉事業特別会計温泉事業基金の積立については全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上5件について一括して申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより認定第32号から議案第171号まで、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて認定32号から議案171号までの質疑を終結いたします。

これより、認定第32号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて認定第32号の討論を終結いたします。
認定第32号、平成17年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第32号、平成17年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。
これより、認定第34号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて認定第34号の討論を終結いたします。
認定第34号、平成17年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第34号、平成17年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。
これより、議案第170号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第170号の討論を終結いたします。
議案第170号、スキー場事業特別会計スキー場事業基金の積立てについてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第170号、スキー場事業特別会計スキー場事業基金の積立については原案のとおり可決されました。
これより、認定第35号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて認定第35号の討論を終結いたします。
認定第35号、平成17年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第35号、平成17年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。
これより、議案第171号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第171号の討論を終結いたします。
議案第171号、温泉事業特別会計温泉事業基金の積立についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第171号、温泉事業特別会計温泉事業基金の積立については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。11時00分より再開いたします。
（10時16分 休憩）

（11時02分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 疑惑解明調査特別委員会委員長報告について

議 長（傳田創司君） 日程第9、疑惑解明調査特別委員会委員長報告についてを議題といたします。
疑惑解明調査特別委員長より報告を求めます。
疑惑解明調査特別委員長本多秀律君。
（疑惑解明調査特別委員長 本多秀律君登壇）

疑惑解明調査特別委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました案件について委員長報告いたします。
平成18年6月定例議会において、疑惑解明調査特別委員会の設置が可決され、10名の委員を選任し、委員会構成も終わり、継続審査となりました。
委員会は通算第6回の開催となり、関係者の出席説明を求め事実確認をしました。

第1回委員会におきまして、町長、島崎議員より聞き取り調査を行いました。

町長は、前の村長からの引継ぎで、当時山一カレット（現在ウイズウェストジャパン）に1億円寄付の要請をしてあるので是非実現するよう引継ぎを受けました。

この関係については、「にいほる議会だより」にもあるように、昭和63年12月に1億円の結果を公正証書にまとめ、寄付を受けた経緯がありますと述べておりました。

島崎議員は、当時発行された週刊誌の中に腐敗の構造ゴミ処理場に関する記事が掲載され、金権選挙が行われている噂があると報道されている。元村会議長で、村長の応援団の「木内さん」が1億円貰ったと言った。村に2千万円と8千万円の1億円が公正証書で寄付されました。

島崎議員：「町長が1億円貰っている、従って、会社から2億円きていると、そのように言っている人がいる。」

委員：「確信があって言っているのではないのですか」と尋ねたら、

島崎議員：「いいえ確信はないです。2億円貰っているかもしれない。」

委員：「議員の言い回しは貰っているかもしれないということでもいいですか。」との質問に、

島崎議員：「当事者ではないので確信はない。」

委員：「自分で認識している部分がないようだが、人の話を聴いたら自分なりの判断をしていく、自分自身でどうしたいか、決意があればお聴きしたい。」

島崎議員：「某社から借りた借用書を出して欲しい。」「何で週刊誌を訴えないのか。」

委員：「発言の中で自分自身の覚悟があるか。」について聞いたところ、

島崎議員：「鈴木さんが裏金を貰ったかどうか、俺には関係ない、この議会、委員会でもこう言っても私には関係ない話です。」

委員：「町長は疑惑があれば辞職しますと述べておられます。」

島崎議員：「白黒無関係で責任持ちません。委員会の結果が出て私には無関係です。議員（俺）のことをしているのではないです。」

第2回委員会においては、島崎議員がこの人から聞いたと言う、説明人の木内兼男氏を迎えて、委員会を開きました

「16年前のことだけれど、人から聞いた話として、当時村会議長として便宜を図って村会議長で村長の応援団の木内さんが1億円貰ったと言った。」この件について、当時を振り返りお話を伺いしたいと思います。

木内氏：「今委員会で問題にしていることは、町長が1億円貰ったの、貰わないなどは人がそのような話をしたというだけで、俺は貰ったところに立ち会ったこともないし、貰うことになった話も聞いておりません。」、山一カレットの社長に「俺が仕事したことにして、鈴木和雄に1億円払ったのか。」と聴いたら、「うちの会社は絶対そのようなことはしません。」と言った。それから、あそこの土地は兄貴の土地がほとんどだから、兄貴にも「山一カレットから金貰って村長選に金出したのか。」と聞いたが、「そんなことはしない。」と言った。山一カレットにも再度聞いた、「俺の実家に金払ったことにして金出したのか。」と尋ねたら、「絶対そんなことはしない。疑わしければ木内さん、会社を徹底的に調べてください。」、何も俺がそんなことを調べる必要も理由もないので調べなかった。

山一カレットは、俺にそのような対応をしたので、鈴木和雄村長に金を出したことはないと思う。

そういうことだから、俺は前に正副議長にも言ったけど、鈴木和雄が1億円貰っていたとしたら、何で選対本部長にまでなって、何回も村長にさせたりするのか、それを見ても

分かると思う。

委員：「島崎議員の一般質問の中で、鈴木町長が1億円貰ったので、それを町長の所得にすると、問題になるので、『木内さんが肩代わりをして払った。』との下りがありますが、それを3千万円払ったというようなことを、島崎議員が言っておりますがそのようなことはありましたか。」

木内：「そういうことは無いです。」

委員：「島崎議員の一般質問の議事録によりますと『16年以上前に鈴木和雄さんが村会議長として、便宜を図って、お礼を1億円もらったということになると、辞職になるので、ある人から、私直接聞いたのですが自分が貰ったようにして、税金を3千万円くらい納税したそうです。』とあります。その中で、『1億円を貰った。』と島崎議員には言っていないことでもいいですか。」と重ねて尋ねたところ、

木内：「言っていない」と言いました。

第3回委員会は、省略いたしまして、

第4回委員会で、埼玉県の現地調査に行っていました。

山一カレット（現ウイズウェイストジャパン）会社関係者へ聞き取り調査を行いました。

日 時 9月5日（火）10：00

場 所 さいたま市大成町 ウイズウェイストジャパン(株)

出席者 （会社側）代表取締役社長・専務取締役・開発課長及び開発係長ほか1名
（委員会）9名・事務局1名

冒頭、事務局より、経過を説明した後、質疑応答をいたしました。

社長：「山一カレットの時代から産廃業者に対し、冷ややかな眼差しを向けられて来たのが現状であり、公的な仕事を請けるために、常にクリーンを保つように努力してきました。新治村当時、会社の売れ上げは5～6億円で、村長に1億円の献金をしたという話は実情から無理なことであり、私は（社長は当時、ガラス関係の久喜工場勤務されていたということ）鈴木村長に逢ったことはないし、18年前のことで分からない。」

委員：「公正証書にあります。」と社長に申し上げたら、

社長：「それならそうでしょう。」

課長：「私が綴帳を送った記憶はあります。」

平成4年4月ここ（大成町）に移転し、そして、5月1日「ウイズウェイストジャパン(株)」に社名を変更をいたしました。

委員：公正証書によりますと「新治村に1億円の寄付」をするのに、納入方法は、昭和63年から5年間にわたり、毎年2千万円の寄付でありました。当時の利益のほとんどを寄付したことになります。」

社長：会社の取引相手は、40市町村など役所関係の仕事が多く、クリーンにやっています。国税ではいわゆる使途不明金的な（昔交際費としたもの）ものは今では、国税の対象で、違反すれば重加算税となり、そのようなことはありえません。経理関係の書類は7年、長くて9年はとってあるが、それ以前のものはありません。選挙のときでも寄付はしない。なぜかというのと応援した人が必ず当選するとは限らないので、会社にとって、不利なのでしておりません。私は（社長）硬いことが町村に信用が出たのだと思っております。「ケチ」と言われるくらい慎重にしています。」

以上調査の結果により、平成17年6月定例議会一般質問において、

「10数年前に、某社に便宜を図った謝礼として1億円貰っている。」

「利息を付けて、2億円を村に返すべきだ。」と、島崎議員が指摘した件について、疑惑解明調査特別委員会は、「8対1でその事実はない」との結論にいたりました。

1人につきましても、「確認できなかった」という判断でありました。

この結果をふまえて、委員会では島崎議員に対して、次の二点につき質問しました。

1点目は、「1億円もらった事実がありませんので、文書により謝罪しますか。」

2点目として、『旧新治村議会の動議は間違っていた。』との談話について謝罪しますか。」

島崎議員は、これに対して、全く答えようとしないで他の質問を繰り返すのみでありました。

質問をするのであれば十分な調査研究をし、自分で絶対的な確証になるものを持って質問すべきであります。憶測や思い込み、また、個人的な感情のみで質問すれば、それは相手の名誉を侵害することになります。

議員の判断基準として、

「公にされる事実が犯罪又はその容疑である場合、発言の際は何人に対しても、根拠の薄い事実を公にすることは許されない。」

「犯罪の嫌疑について、捜査当局から得た情報を公にするか、又は自らの調査により犯罪が行われたと「信じるに足る裏付けを得た上」で公表すべきである。

「それもしないで、一方的な情報のみで犯罪または嫌疑を公表することは、憲法の下において、許容されることではない。」

以上申し上げ委員長報告といたします。終わります。

議長(傳田創司君) 委員長の報告が終了しましたので、これより疑惑解明調査特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 今、この委員長報告に対して、5点、質問します。

まず、第一はですね、「島崎議員に対して、次の2点につき質問しました。」ということと、「文書により謝罪しますか。」と言うことで、島崎議員はこれに対して全く答えようとしないでって言っているんですけども、そうではなかったですよ。

私は、委員会で、この平成18年6月1日のね、この裁判結果、和解条項と言うところを読んで、裁判所による取り下げ勧告を受け、原告鈴木町長が、被告に対する本件取り下げを言ったよと、取り下げると、そういうことで裁判結果はなりましたと、だから、裁判の結果、名誉毀損にもならないし、謝罪する必要もなかったんだから、これを私がそんな謝罪をする必要はないと、明確に謝罪を拒否してますよね。答えようとしないっていうのは、これ嘘ですよ。嘘の報告をしないで下さい。

2点目、木内兼男さんが、委員会で報告した中で、大変重要なことを言っています。

岡田村長が、当時岡田村長が、村長印を押されちゃったからしょうがないと、だから、山一カレットのその処分場の認定を出すですね、村長印をもう押されちゃったからしょうがないと言っていたと言っています。その当時の新治村長、岡田村長の村長印を勝手に押した人がいるということです。

疑惑を解明するには、そういう重要なことを調査しなければ分かりません。

その事に、その事をなぜ調査しないのか、そんな大事なことを、何で調査しないのか、これが疑問があります。

なぜ、村長印が勝手に押されたという木内さんの発言を聞いても調査しないのか、その調査しなければ本当のことは分からないと思います。

3点目、このいやぁウイズウェイトジャパン、これに行った調査を、調査の報告をです、調査に行ってきた結果を受けて、そういう事実はないというふうに言ってますけども、このウイズウェイトジャパンについては、村に寄付したことも知らなかったと、そのような状態で、ましてや裏金のことなんかをもう分かるはずないですし、そういうのを根拠にするのはおかしいと思います。

さらに売上げが5～6億だったと言ってますけども、あの処分場については、26万㎡、盛り上がってるから、30万㎡だと、40万㎡だという人もいますけども、大変な量です。で、トン：2万円で計算すれば、50億、60億になりますんで、売上げが5～6億っていう話を鵜呑みにしてきたんではダメだと、そういうことをきちんとですね、検証しなければ、相手の言うことを検証できないと思います。

経理の書類もないという会社の意見を聞いて、結論を出すっていうのはおかしいかなと思いました。

それからですね、この委員長報告には載ってないんですけども、私はその500万円の話は陳述書調書を書類として出しました。

で、その500万円というのは、どういうことかと言いますと、63年当時に起きた文書違反、文書違反についてですね、この取り下げて欲しいと、取り下げて欲しいと、鈴木町長が、原田さんにこう内海さんに話をして欲しいということでやったと、で、その結果ですね、内海さんとの話し合いが上手くいったので感謝の気持ちもあったので、500万円を渡したと、貸したか、くれたかなんていうのは関係なく、援助したということです。で、そのことが山一カレットについて、関係ないんじゃないかと言いましたけども、関係あると、原田さんは鈴木町長がこの文書違反の捜査を放っておくと、山一カレットからの金の動きについてまで捜査が及ぶと大変だから、ぜひ取り下げをして欲しいと、だから原田さんをお願いをしたというふうに原田さんは言っています。

ですから、この500万円、それから、もう250万円あります。250万円は、取り下げの費用として渡しました。500万円については・・・。

議 長(傳田創司君) 島崎議員に申し上げます。ただ今の発言は、委員長報告に対しての問題外にわたっての質疑でありますので注意いたします。

9 番(島崎栄一君) それでですね、そのことで原田さんからそうに聞いてたんですけども、この前ですね、前橋地方検察に呼ばれた人と話をしました。

そうしたら、その人が文書違反で呼ばれたのに最初に「山一カレットから、鈴木和雄に金が渡っていることを知ってますか。」と質問されたので驚いたと言っています。

だから、原田さんが言っていることを裏付けるような証言、ましてこういう大事なこと、原田さんは鈴木和雄さんとその当時何度も、何度も、何度もですね、このことについて、いろいろなことについて、話し合いをしています。ですから、キーポイントだから、呼ばなくっちゃ真相は分からないと言ったのに何で呼ばないんですか。それだけのことは、これだけの関係性があるのに呼ばないってのはおかしいと思います。

それから、5つ目、木内兼男さんのことなんですけども、私に言った内容と、委員会で言った内容についてはちょっと違います。

で、2年前はですね、1億つつうようなことを言ったと思うんですけども、最近はそのりやあまあ言ってない、但し、「山一カレットから、成功報酬として、鈴木町長が貰ってるなんていうのは決まってるんだ。」と、金を貰ってるということを今でも言っています。

で、そのテープ、木内さんが言っているテープがあります。で、調査委員会っていうん

でしたら、その木内さんのですね、本当の声をですね、テープを聞くべきじゃないかと言ったんですけども、何で聞かないんですか。

そういうことを調査しなければ分からないのに聞かずに調査するつつうのはおかしいと思います。

鈴木町長が山一から金を貰ってるなんつうのは決まってるんだというふうに言ってる、木内さんの発言のテープがあるのに、そのテープを委員会が聞かない理由が分かりません。以上5点について答えて下さい。

議長(傳田創司君) 疑惑解明調査特別委員長。

(疑惑解明調査特別委員長 本多秀律君登壇)

疑惑解明調査特別委員長(本多秀律君) 1点目の500万円が、議論されてないから嘘だと言うことですが、確かに島崎議員が資料を提出していただきましたが、その提出資料は判決文によりますと、消費金銭貸借の結論だということです。消費貸借と言うことは、ご存知のように貴方に貸して、貴方が借りたんだと、そういうことだから必要ないだろうという意見が出たことをお伝えしておきます。そのために取り上げを出来なかったということが正解な言葉です。

2点目、村長印を押されたと言ったのに、なぜ調査をしないのかということですが、こういう調査をすべきだという意見は全く出ておりません。

3点目、山一カレットが知らないことはおかしい、おかしいということは島崎議員の判断であって、先程縷々、委員長報告は省略しております。

先程、局長の方からその資料を戻して欲しいという話がありました。細かいこと、委員会でつぶさに会社と話をしたことを出来るだけ細かく本当は述べようとした思いは、委員長としてあります。

しかし、なるべく簡明にして欲しいという委員会意見の中で、苦慮して、この整理をさせていただきました。ですから、そういう細かい質疑を聞いた結果がこういう結論になったということです。

山一カレットの方がおかしいという意見でありますけれども、委員からそういう意見が出なかったのは、なるほどなあと、真実だなあとと思ったから出なかったと理解しております。

4点目、委員長報告にないことは答えられないということで、これはそのとおりで、委員長報告にないものは、私が答える義務はないと思っております。

5点目、委員会の内容が違う、テープを聴いてくれということですが、このことに対しては、再三にわたって、正副議長も、私も行っております。副委員長と私も、そのことを確認に行っております。それで、行って、木内さんが説明に来てくれるということのなかで、肉声を聞いていただいたんです。いろいろ誤解があっては困るから、肉声を聞いていただきました。(第2回委員会にて木内氏説明聴取、第3回委員会にて島崎議員からテープ聴取の要望有り)

その朝に、またテープを聴いてきたという話が、実は島崎議員から発言があったわけです。委員会で肉声を聞いたことよりも、テープという話が島崎議員からありまして、それではどちらが真実かという思いのなかで、これは木内さんに委員全員で聞いたことが真実であろうと思いましたが、それでもまた再度、(島崎議員がテープを持参した後)、副委員長と私が確認に行ってきました。それは前回、第2回委員会で言ったことは間違いのないという回答を得ていますので、お答えいたします。以上です。

- 議 長（傳田創司君） ほかに委員長報告に対する質疑はありませんか。
9 番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） 岡田村長の村長印が押されちゃったと、村長印を勝手に押した人がいるという事実を見落として調査したのでは真実は分からないんですよ、だからそういうのをちゃんと調査すべきじゃないですか、重要なことですから。
それから、あの500万円の話には裁判結果が出たと言ってますけども、その500万円が原田さんにくれたものか、貸したのかという裁判ですから、貸したものという結果が出たんかもしれないですけども、それは私の内容とは、私が言いたいこととは全然関係ないですね、判決内容は。
ここにその裁判の調書、平成11年11月の鈴木和雄さんの調書があります。
- 議 長（傳田創司君） 島崎議員に申し上げます。ただ今の発言は、問題外にわたっておりますので注意いたします。
- 9 番（島崎栄一君） 問題イン。
で、この中で調書の中で、鈴木さんが、鈴木町長が本件の500万円を被告に貸した、原田さんに貸した直接の理由は、私が初めて村長選挙に出馬したときの後始末の問題があったからですというふうに言ってるんですね。こんな重要なことを調べない調査委員会はおかしいと思います。
それから、テープについてなんですけども、木内さんが来て言ったことと、テープの内容を聞けばですね、違ふと、テープでは島崎君が何であいうふうに言ったんですかっていうふうに木内さんに聞きに行けばいいことで、テープを聴かない理由にはならないですよ。もし、議長が許可すれば、ここで放送したっていいですよ。
- 議 長（傳田創司君） 疑惑解明調査特別委員長本多秀律君。
(疑惑解明調査特別委員長 本多秀律君登壇)
- 疑惑解明調査特別委員長（本多秀律君） 先程申しましたが、村長印を押されたか、押されないかにつきましては、委員会では全くそういう意見はありませんでした。以上です。
- 議 長（傳田創司君） ほかに委員長報告に対する質疑はありませんか。
9 番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） ですから、村長印という大事なものを勝手に押した人がいるという、そういうことをですね、追求していったら始めて真実が明らかになるんだから、見落としたとしたらですね、もう一度疑惑解明委員会開いて、当時の関係者、課長等いますから、一体誰が押したんかというのをですね、調べて欲しいと思います。大事なことです。
- 議 長（傳田創司君） 疑惑解明調査特別委員長本多秀律君。
(疑惑解明調査特別委員長 本多秀律君登壇)
- 疑惑解明調査特別委員長（本多秀律君） ご存知のように委員会は、委員会での意見がないものを委員長報告するわけにはいきません。
したがって、そういうことは報告には載りません。以上です。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長（傳田創司君） ないようですので、以上で疑惑解明調査特別委員会委員長報告についてを終わります。

日程第10 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議長（傳田創司君） 日程第10、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。
各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することに決定いたしました。

日程第11 字句等の整理委任について

議長（傳田創司君） 日程第11、字句等の整理委任についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、そのとおりに決定いたしました。

議長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 平成18年第4回みなかみ町定例町議会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。
議員各位には6日招集以来、本日までの長きにわたり、諸議案等に慎重なご審議を賜わり、何れも承認・可決のご議決を頂き厚く御礼申し上げます。
今回の議会は、新生みなかみ町として、最初の決算議会であり、一般会計や各特別会計の決算認定を始め、公社の経営報告、教育委員の人事案件、補正予算案など数多くの議案等を提案いたしました。このような中で、決算認定は各常任委員会へ付託され、それぞれの委員会でご審議を頂きました。
議員各位の熱誠溢れるご審議とご指導に感謝申し上げます。
今、みなかみ町の最重要課題は、町税・公共料金の滞納額が18億円を超え、これらの回収策と財政再建、更には少子化対策であります。

平成17年度決算に当たり監査委員会からは、総括意見として、8項目におよぶ要望事項と早急な改善策が示されました。

その中の一つが、町村合併に伴う施設の統廃合であります。

その内容は、体育施設・文化施設・保育園・学校等には多大な維持管理費が支出されているので、町財政の健全化に向けて、早急に統廃合等の実施を望むというものであります。

さらに第3セクター等については、今後、強く求められる財政運営のスリム化に向けた出資、債務保証、補助金、委託契約等を全面的に見直して、早期に事業から撤退すべきとのご意見を頂きました。その他各項共に、町行財政を直視された貴重なご意見であり、実現に向けて真剣に取り組む決意であります。

また少子化対策については、町内で昨年度の出生数が108人の実態を知り、その対策に憂慮しております。

高橋議員の一般質問にもお答えしたように、その対策は多岐にわたりますが、基本的には町民が「自助・互助・扶助の精神」でどのような町を創造するかにあると思います。

改選後の初議会に、毎日新聞の「発言席」欄に寄せた某市長の「行政改革で地域が変わる」と題した寄稿文を紹介しました。

その中には「近き者説き遠き者来る」とありますが、何時の時代でも「政治の基本は近くの人々（住民）が悦び、遠くの人々はそれを聞いて慕ってやって来る」ものであります。

観光地であるみなかみ町は、先ずは町民が悦び、自慢し、誇りとする町づくりを進め、遠来の多くのお客さんを迎えて町を活性化させることであります。

さらに町の立地条件を考えれば、「都市計画事業」を促進して工業誘致や土地の高度利用を図り、雇用の拡大を図ることが極めて大事であり、少子化対策は福祉施策も含めた総合的な取り組みが求められます。

さて、私は島崎議員から、「某社から1億円もらった」と虚偽発言をされ、著しく人権を汚されました。

幸いにも、6月定例議会で「疑惑解明調査特別委員会」が構成され、その発言内容が調査されましたが、先程、「事実がなかった」という委員長報告がありました。

私は漸く青天白日の身になることができましたが、これも偏に、議員各位が議会制民主主義を遵守し、調査をしてくださったお蔭であり、心から敬意と感謝の意を表します。

民主政治は、言論の自由の下で成り立つ制度であります。

したがって、脅しで口を封じたり、嘘を言って人を陥れることは、民主主義の敵であり容認できません。

ましてや、公職にある者が、事実確認もしないで暴言を吐いたり、言葉の暴力で人権を汚す行為は断じて許されず、私達はこれらの行為に断固として戦う勇気と気概が大事であります。

私は「疑惑解明調査特別委員会」の出席要請を受けて、1億円の収賄事実がないことを申し上げました。さらには「疑惑解明調査特別委員会」の議事録を拝見して、島崎議員の発言根拠の曖昧さに驚き、失望を感じました。

この事件は凡そ20年前に、旧新治村が行った事業を捏造した発言ですが、当時、島崎議員は20歳前後であったと思います。

したがって、知り得る情報は自らの確認でなく、提供者による情報が中心であり、情報確認を怠れば情報提供者の意のままに発言することになります。

島崎議員が拠り所としている木内兼男氏の発言内容は、委員長報告と重複しますので省

きますが、発言の論拠は「木内氏等の発言だ」として、これを基に1億円贈収賄疑惑の筋書きをデッチあげております。

さらには、自分勝手に私の家庭事情まで憶測して真実の如く語り、自分で描いた道筋で私を陥れようとする悪巧みに終始しています。

委員長からは「証拠がありますか。」という問いに、島崎議員は「推測です。木内兼男さんは貰ったと。元村会議長で鈴木和雄さんの応援団の人でしたから、身内とでも言うんですか、その人が言うのだったら、これは本当の話だなあ。」と、一方的な情報判断と風評・憶測だけで嫌疑を作り上げています。

係る根拠のないまま島崎議員は、旧新治村議会、みなかみ町長選挙、さらには調査特別委員会等で、まことしやかに公言され、私は著しく名誉を毀損されました。

さらに委員からは「新治村に1億円の寄付が約束されました。島崎議員は町長が1億円とすれば、山一カレットから2億円きているという解釈ですか。確信があるんですか」の問いに、島崎議員は「いいえ確信はないです。山一カレットの処分場がどこにあるのか知りませんから。」と処分場の場所さえ知らない有り様であります。

さらには委員から「町長は事実であれば辞職すると言っているが、事実でなければ自分自身の覚悟はどうか」の問いに、島崎議員は「疑惑解明について鈴木和雄さんが裏金を貰ったかどうか俺には関係ない。この議会で、この委員会でもうのこの言っても、私には関係ない話です。鈴木さんがどうなっても別の話だと思っています。私は白黒無関係で責任持ちません。委員会の結果が出て私には無関係です。」と、勝手に贈収賄疑惑をデッチあげて、責任逃れの発言は言語道断、一遍の反省もない無責任な言動に憤りすら覚えます。

さらには、町議会並びに委員会に対する発言は正に議会を冒涇しており、仮にこのようなことが許されたとしたら、議会制民主主義は崩壊の危機にさらされます。

私は長年、町村自治に参画しておりますが、このような無責任極まる発言は断じて容認できず、危惧しております。

さらに、先程の質疑を聞いておりました驚いたのでありますけれども、岡田村長発言として、村長印を勝手に押された云々の話がありました。

それについてどうかという一つの質問ですけれども、先程、委員長報告の中で話されておりますように、質問をするのであれば、十分な調査・研究をし、自分で絶対的な確証になるものを持って質問するべきでありますと、憶測や思い込み、個人的な感情のみで質問すれば、それは相手の名誉を侵害することになります云々のお話がありましてけれども、そういうことがあるとするならば、自分自身で調べ、そして、その根拠に基づいて質問するのが議員として正しいのではないのでしょうか。

島崎議員は根本的に議員としての姿勢が、私は間違っていると思います。

前にも申し上げましたように、私の信条は「名こそ惜しけれ」であります。

私は自分の名前に誇りを持ってますし、自分自身の人生にいさぎよい覚悟を抱いております。それだけに「仁・知・勇」を心に、何事にも責任を持って行動するように努めております。

公選で選ばれている私達の職責は、常に責任ある立場で議論し、行動して、町民の負託に応えることであります。

したがって、自分の言動に責任が取れない者は、そもそも公職に留まる資格がないのであります。

今こそ島崎議員は、事実確認の欠落を認め、さらには発言根拠と、拠り所とした木内発

言との不整合を説明する責任があります。併せて、私に虚偽発言で犯罪の嫌疑をかけた責任はどう取るのか、明らかにすべきであります。

しかし、「鈴木和雄は1億円の収賄事実がある」とするならば、責任を持って解明し、公表して下さい。事実であれば、私は即刻辞職し、落命を持って町民にお詫びいたします。

「疑惑解明調査特別委員会」は前述の通り、事実がない旨の委員長報告でありました。委員会の調査結果を認めるならば、町民に対して自らの非行を詫び、私には書面をもって謝罪すべきであります。

これを拒否するのであれば、人間として民主主義の精神を欠く不適格者であると言わざるをえません。

「誤って改めざる、これを過ちという」の言葉があります。

人間、誰でも過ちはあるものです。過ちに気がついてこれを改めることができれば、これはもう過ちではないし、過ちをごまかして改めなければ、真の過ちとなります。

したがって、「過ちをどうフォローし、リカバリーするかで人の値打ちは決まる」と言うことを申し添えます。

議会開会のご挨拶で自民党総裁選挙について申し上げましたが、予定の3候補者が激しい戦いを繰り広げております。

あと数日をもって新総裁が決まりますが、地方自治に配慮した国政の運営に期待するところであります。

我が町は、依然として厳しい財政状況下にありますが、「夢のある町づくり」の実現に向けて全力を尽くす決意であります。

どうか、議員各位におかれても特段のご理解とご指導の程、心よりお願い申し上げます。

終わりに、益々のご健勝と今後のご活躍をお祈りして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（傳田創司君） 本日ここに、平成18年第4回9月定例会を閉会するにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、陳情・補正・決算、多数の重要諸案件、また一般質問と、議員各位にはご熱心に審議を賜り、無事閉会の運びとなりましたことに、議長として心より感謝申し上げたいと思います。

また、町当局各位におかれましても、議案審議に際し、詳細な説明、ご協力をいただき大変ご苦労さまでした。

議員各位におかれましても、大変勉強になった部分も多かったことと思います。

改めて、深く敬意を表するしだいであります。

依然、町財政は大変厳しい中にありますが、新しくスタートした新生みなかみ町も間もなく一年となります。住み良い、住み続けたい、住んでみたくなる町となるよう一步一步しっかりと力を合わせて、頑張っていかなければならないと痛感いたしましたしだいであります。

議会と、当局とでは、その立場は異なっても、町民へより幸せをもたらすという目的は少しも変わりありません。与えられました任務をお互いに再確認し、閉会中の活動にも、その目的のために充分なる活躍をご期待申し上げます。

そして、今夏シーズンも終わり、間もなく本格的な秋のシーズンを迎えます。上向きしつつあると言われている景気が基幹産業である当地観光の町へ日頃のそれぞれ関係者の努力とともに、その実績が数字に表れることのご期待と、皆様方の益々のご健康とご活躍を心よりお祈り申し上げ閉会の挨拶といたします。

大変にご協力いただきましてありがとうございました。

閉 会

議長（傳田創司君） これにて平成18年第4回9月みなかみ町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

（ 11時48分 閉会 ）